

令和8年度「次代を拓く持続可能な島づくり計画」改定支援業務
企画提案仕様書

1 委託する業務の名称

令和8年度「次代を拓く持続可能な島づくり計画」改定支援業務

2 委託目的

令和4年度に策定した「次代を拓く持続可能な島づくり計画」（以下「島づくり計画」という。）は、令和8年度に計画期間の中間地点である5年目を迎える。そのため、離島振興に係る取組の実績や、計画策定後の社会情勢、県民ニーズの変化等を踏まえ、各種施策の方向性を整理し、より実効性のある計画に改定する必要がある。

本委託業務では、計画期間の後半に向け、計画の改定に必要となる情報の収集、整理、分析を行い、改定計画素案の作成支援業務を委託することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託する業務の内容

(1) 計画改定に係る支援

島づくり計画改定の主体は沖縄県となる。受託者は、沖縄県が実施する計画改定素案の作成に関する業務を支援するとともに、作成手順・構成・記載事項等についての検討、関連する計画・事例調査・意見等の分析・整理及び原稿の編集作業等を行う。（※改定作業のイメージは、別紙参照）

基本的な業務内容は次のア及びイのとおりとし、改定計画素案へ反映するための検討・整理及び原稿の編集作業、統計資料に係る図表・グラフの更新、新旧対照表の作成等を行う。

ア 調査・分析等

(ア) 社会経済情勢の変化等

現行計画策定後から現在に至るまでの沖縄県内の離島を取り巻く社会経済環境の変化を捉えるため、各種経済指標・統計等の調査・分析を行うこと。

(イ) 国の基本方針との整合や国内外の動向・先進事例

「離島振興基本方針」等の国の基本方針との整合性を図るとともに、他地域の法・制度に基づく離島振興施策と沖縄県の離島振興施策との比較（離島振興法、小笠原・奄美振興法・有人国境離島法）、離島振興に係る先進的な取組事例等の調査・分析を行うこと。

(ウ) 県の基本計画との整合

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（以下「基本計画」という。）の検証結果報告書及び今後予定されている基本計画の改定内容、その他関連する計画等を踏まえ、離島振興に関する施策・取組を整理すること。

イ 離島市町村へのヒアリング

- (ア) 圏域別振興方策や各市町村のビジョン・方向性や現状と課題、施策展開の方向性を改定計画素案に反映させるため、離島市町村（一部が離島であるうるま市、南城市、本部町を含む）に対してヒアリングを実施する。
- (イ) ヒアリング対象市町村は、沖縄県と受託者が調整の上で決定する。
なお、18市町村のうち、過半数以上の市町村へのヒアリングを想定すること。
- (ウ) ヒアリングは、沖縄県、受託者、各市町村が調整の上、原則として現地で行うこととし、各市町村との連絡調整は受託者が行う。
- (エ) 受託者は、原則ヒアリングに同席し、議事録の作成、意見・課題等の集約・分析を行う。同席できない場合は、オンラインでの参加、録音データの提供等により、これらの業務を行う。また、必要に応じて、会場の確保、オンライン用機材の手配等を行うこと。

ウ 「小規模離島における持続可能な社会の実現に関する万国津梁会議」提言書の反映

沖縄県は、令和7年度に「小規模離島における持続可能な社会の実現に関する万国津梁会議」を設置し、小規模離島における現状及び課題について整理を行った。令和8年度には、新たな施策等について検討を行い、提言の取りまとめに向けて議論を進めていくこととしている。島づくり計画改定素案には、本提言の内容を反映する。

(2) 業務進捗状況等の確認及び打ち合わせ

本業務の進捗状況等の確認及び業務内容の打ち合わせについて、沖縄県企画部地域・離島課と連携・調整を図りながら実施すること。

業務の進捗状況等については、沖縄県の求めに応じ、随時報告するものとし、打合せを行う場合には、その記録を作成し、沖縄県に提出すること。

(3) 自主提案事項

企画提案において、本業務の目的に資する事項として上記以外に提案した業務があれば当該事項を県と調整の上、実施すること。

5 業務の実施スケジュール

- (1) 令和8年12月までに、改定計画素案たたき台（以下、「たたき台」という。）を作成すること。たたき台には、その時点までに得られた「4 委託する業務の内容」に記載している調査・ヒアリング等の結果を反映すること。（たたき台を沖縄県企画部地域・離島課から、庁内関係部局等に照会を行うことを想定している）
- (2) たたき台について庁内関係部局等への照会結果や、「4 委託する業務の内容」に記載している調査・ヒアリング等の結果を反映した改定計画素案を令和9年3月中旬頃までに作成すること。詳細な期日については、沖縄県と受託者が調整の上で決定する。

- (3) 「4 委託する業務の内容」4イの離島市町村へのヒアリングは、沖縄県と受託者が調整の上で決定する。

6 成果物及び委託業務実施報告書について

(1) 成果物の種類等

本業務の成果物は次のとおりとする。各成果物は、沖縄県と事前調整を行った上で提出すること。

- ・改定計画素案（本編）（電子データ：Word等の編集可能な形式およびPDF）
- ・改定計画素案（概要版：住民説明・パブリックコメント用として、イラストや図解を用いた分かりやすいもの）（電子データ：PowerPoint等の編集可能な形式およびPDF）

- (2) 「4 委託する業務の内容」に記載している業務実施結果を、委託業務実施報告書（以下「報告書」という。）にまとめ、納品すること。報告書は、紙媒体5部及び電子データ（CD-ROM）とすること。

(3) 成果物及び報告書の提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県企画部地域・離島課
電話：098-866-2370 FAX：098-866-2068

7 業務実施のために必要な人員の配置

調査・分析、資料作成、会議運営等に一定の経験を有する担当者を1人以上配置し、業務を実施するために必要な体制を整えるとともに、業務を統括する専任の担当者を1人以上配置し、担当者に対する助言指導、沖縄県との連絡調整を行うなど、効果的な事業の実施に努めること。

8 経費処理に関する注意事項

(1) 総論

事業終了時に業務完了報告書等の提出を受け、検査した結果、契約の内容に適合すると認められた経費について、契約額の範囲内で支払うものとする。

(2) 帳簿等の整備及び検査

ア 業務の実施に要する経費については、専用の帳簿を備え支出額を明確に記載しておかなければならない。

イ 業務に要した経費を沖縄県が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。

ウ 支出内容を証明する書類とは、通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書（相見積を含む。）、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、業務に従事する者の給与支払を示す台帳及び出張伝票等をいう。

エ 帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度（沖縄県の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。）の終了日の翌日から起算して5年間とする。

オ 沖縄県が必要と認めるときは、当該業務の実施状況、帳簿、書類その他必要な物件を検査することができる。

(3) 人件費

人件費とは、委託事業に従事する者の作業時間に対する給料その他手当をいう。

人件費の精算方法は、原則として時間単価×直接的な作業時間数にて算出し、作業時間数の確認に当たっては、業務日誌などにより行う。

人件費は従事者一人一人について算出することから、役割分担等が確認できる資料を作成し、従事者に変更がある場合は、その都度、沖縄県と協議等を行うこと。

9 業務の再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、あらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱をすることがある。

○ 契約の主たる部分

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

<その他、簡易な業務>

○資料の収集・整理

○複写・印刷・製本・発送

○原稿・データの入力及び集計

○契約金額が20万円未満で、県が簡易なものとして認めた業務

10 その他

(1) 本仕様書記載の業務内容等については、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。

(2) 本業務の実施に当たっては、業務を円滑に行うため、市町村、事業者等に対し事業趣旨、内容等を事前に説明するなど、関係者の理解を得ながら進めること。

(3) 本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に

使用してはならない。また、本業務における成果物は、沖縄県の承諾を得ずに他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

- (4) 本業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。ただし、本委託の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合には、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、協議により決定する。

「次代を拓く持続可能な島づくり計画」改定作業のイメージ

※以下の項目は、現行計画に基づく。

※企画提案募集時点のイメージであり、作業内容には業務目的の遂行に必要な追加や変動があり得る。

項 目	主な作業内容
第1章 総説	
第1節 計画策定の意義	国の基本方針や、県の上位計画（新・沖縄21世紀ビジョン等）との整合性確認、計画期間の中間見直しであることの位置づけの整理
第2節 計画の性格	
第3節 計画の期間	
第4節 計画の目標	
第2章 基本的課題	
第1節 離島を取り巻く時代潮流	社会経済環境の変化等を踏まえた修正、最新の各種経済指標・統計データの反映
第2節 県内離島の概況と地域特性	
第3節 基本的課題	
第3章 基本施策	
第1節 基本施策の方向性（振興策の基軸）	県の上位計画（新・沖縄21世紀ビジョン等）との整合性確認、第2章「基本的課題」の見直しと連動した修正
第2節 基本施策	
第4章 離島グループ別振興方策	
第1節 「離島グループ」の考え方	最新統計データへの更新、散布図（マッピング）の再作成及び島ごとの所属グループの変動確認、グルーピング軸の検証、必要に応じた評価軸のブラッシュアップ、
第2節 離島グループ別の施策の方向性	
第5章 圏域別振興方策	
第1節 圏域別振興方策	県の上位計画（新・沖縄21世紀ビジョン等）との整合性確認、離島市町村へのヒアリング結果等の反映
第6章 計画の効果的な推進	
第1節 計画の要件	県の上位計画（新・沖縄21世紀ビジョン等）との整合性確認
第2節 計画の進捗管理と見直し	